

## 診療報酬マイナス改定

税理士 嶋 賢治

を調査した結果を公表しました。

その中で、診療所のみを運営する1万8千の医療法人だけを取り出して、「その平均の経常利益率が20年度に3・0%、21年度に7・4%、22年度に8・8%と改善が目立った。

中小企業の平均の経常利益率は22年度に全産業で3・4%、サービス産業で3・1%だった。医療法人の利益率は「この水準より高い」というのが公表された内容です。

11月2日の日本経済新聞に太字で「診療所利益率8・8%に急伸」「中小企業平均3%強を越す」という記事が大きく掲載されました。

財務省はその前日に開いた財政制度審議会の分科会で、全国38都道府県のおよそ2万2千の医療法人については22年度の経営状況

なく自助努力で行うべきとの内容です。

この8月決算期以降、県医療政策課に報告が義務付けられた医療法人に対する「経営状況に関する情報」の活用目的の一つに医療従事者の処遇の適正化というのがあります。

ところが財務省ではその達成手段は診療報酬のアップでなく、自院の自助努力でとあらさまに表明しています。このように財務省

は現場の賃上げを各医院に求めつつ、診療所の報酬単価の引き下げを目指しています。そのためには診療報酬の本体部分を「マイナス改定することが適当だ」と主張しています。

スタッフの給与に関しては、人出不足の折から退職を防ぐ目的で目いっぱい賃上げを実行したとか、かなり

の条件で求人しているが応募がないなどの悩みをあちこちの医院で聞く今日この頃です。

たまたまコロナで一時的に収入がアップした状況を奇貨として、このような情報を流すのは、診療報酬マイナス改定のためとはいえ、フェアではありません。

この傾向は、新たな「経営状況に関する情報」の公表で、さらに拍車がかかるものと思われれます。

保険医療機関は社会的インフラの重要な役割を果たしているという認識が診療報酬改定にあたりもつと強調されるべきです。

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを  
協会ホームページで公開中



[https://www.vidro.or.jp/one\\_point/](https://www.vidro.or.jp/one_point/)

※無断転載禁止